

## IV. 山形県の最低賃金

# 最低賃金を 知っていますか？



法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

**今すぐチェック！**  
あなたの街の最低賃金

“キーワード”で読み解く最低賃金

2017年  
10月6日から **山形県** の  
地域別 **最低賃金** は

**739** 時給 円

深夜勤務の場合 **25%加算**  
午後10時～午前5時に勤務する場合 **924** 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。



2017年  
10月6日から



最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されています。

**739** 時給 円



会社にはこの額以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は**法律違反**です。下回った場合、その差額を請求できます。

**派遣先**



派遣で働く方には、派遣元ではなく、**派遣先**の最低賃金が適用されます。

**割増** いろいろ



例えば**深夜勤務**の場合には、**割増賃金**が適用されているか、要チェックです。

おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

**連合山形**



**0120-154-052**

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6カ所に  
**地域協議会**が  
あります。  
お気軽に  
お電話ください。

**連合山形酒田飽海地域協議会** ☎0234-24-5505  
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

**連合山形鶴岡田川地域協議会** ☎0235-25-8605  
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

**連合山形新庄最上地域協議会** ☎0233-23-1515  
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

**連合山形北西村山地域協議会** ☎0237-53-2005  
〒995-0033 村山市榑岡新町2丁目12-7 しらかたビル2F

**連合山形地域協議会** ☎023-622-0551  
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

**連合山形置賜地域協議会** ☎0238-23-0551  
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

# あなたの給料は、最低賃金を クリアしていませんか？

以下を参考に、あなたの給料をチェックしてみましょう！

## STEP 1

### 確認



給料のうち、対象となる項目を「確認」してみましょう！

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

○ 対象

**基本給＋諸手当\***

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

✕ 対象ではない

- ボーナス
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当

## STEP 2

### 比較



1時間あたりの金額に変換し、実際に「比較」してみましょう！



右の計算式で算出した金額と最低賃金額を比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK！

**日給の人** 日給額 ÷ 1日の所定労働時間

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

## STEP 3

### 相談



自分の給料が最低賃金より低かったら、「相談」してみましょう！

お勤め先に労働組合があれば...

▶ 組合から経営者に申し入れをしましょう。

労働組合がなければ...

▶ 連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。

お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金をクリアしているかな?」「おかしいかな?どうかな?」と思ったら

「なんでも労働相談ダイヤル」へ  
お気軽にご相談ください!



いごよれんどうに  
**0120-154-052**



日本労働組合総連合会(連合)

連合

